

JICPA、監基報260「監査役等とのコミュニケーション」の改正等を公表

2015年5月29日日本公認会計士協会（JICPA）は、監査基準委員会報告260「監査役等とのコミュニケーション」（以下「監基報260」）の改正並びに当該改正に関連する品質管理基準委員会報告書（以下「品基報」）及び監査基準委員会報告書（以下「監基報」）の一部改正を公表した。

監基報260等の改正の公開草案は2015年2月26日から同年3月27日まで意見募集を行っており、JICPAは、公開草案に対するコメントの概要及び対応（以下「コメント対応」）を併せて公表している。

以下、改正の主な概要を公開草案からの変更点と併せて紹介する。

ポイント

- 改正会社法への対応として、コミュニケーションを行うべき「統治責任者」の定義に監査等委員会が追加された。
- 独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない旨の全般的な記載が要求事項に追加された。
- 一定の監査の場合における監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の書面による伝達義務が明確化され、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれることとされた。
- 監査役等とのコミュニケーションの明瞭化として、特別な検討を必要とするリスクが追加された。
- 2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査等から適用される。

I. 改正の主な概要

1. 改正会社法への対応

改正会社法では、株式会社の機関設計として、「監査等委員会設置会社」が新設された（会社法2条11号の2）。これに対応して、監査人がコミュニケーションを行うべき「統治責任者」である「監査役等」として、取締役会、監査役、監査役会、監査委員会に加えて監査等委員会が明記された（監基報260第9項）。また、コーポレートガバナンス・コードでは、独立社外取締役の役割・責務として、経営の監督を求めている（原則4-7）。当原則も考慮し、監査役等のほか、監査役等に限らず、次のような場合に必要に応じ、社外取締役その他の非業務執行取締役ともコミュニケーションを行うことが有用なことがあるとされている（監基報260A2項）。

- 経営者の関与が疑われる不正を発見した場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合
- 経営者との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備を図るため、独立社外取締役の互選により「筆頭独立社外取締役」が決定されている場合
- 取締役会議長と経営者とを分離している場合

当該改正に関連して、品基報及び他の監基報の一部が併せて改正されている。

2. 独立性に関する指針への対応

2013年3月に国際会計士連盟(IFAC)の国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が策定している、Code of Ethics Professional Accountant(IESBA倫理規定)の改正規定が公表された。これを受け、JICPAの倫理委員会は、2014年4月16日、「倫理規則」及び「独立性に関する指針」を改正するとともに、「利益相反に関する指針」を制定した。

監基報260では、この改正した「独立性に関する指針」に対応するため、独立性に関して監査役等とコミュニケーションを行わなければならない旨の全般的な記載を要求事項に追加し、適用指針に具体的な例示を追加している(監基報260第15項、A21-2項)。

3. 監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務の明確化

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を書面で伝達することとされ、この内容として、監査事務所の品質管理のシステムに対する外部レビュー又は検査結果が含まれることとされた。

この伝達は、少なくとも、公認会計士法上の大会社等、会計監査人設置会社、信用金庫・信用協同組合・労働金庫の監査が対象とされている(監基報260第15-2項)。

ここで、対象となる「会計監査人設置会社」には、会社法上の会計監査人設置会社のほか、法令により会計監査人に監査役等に対して監査人の職務の遂行に関する事項の通知義務が定められている場合が含まれることが、公開草案から追加されている(監基報260A22-2項)。

監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき、次の表の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査の結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達することが適切であるとされている(監基報260A22-3項)。

(表)監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査結果について監査役等に伝達すべき事項(監基報260A22-3項)

	JICPAの品質管理レビュー	公認会計士・監査審査会の検査
(1) 対象となるレビュー報告書等/検査結果通知書	<p>① 直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付(過去に受領していない場合はその旨)</p> <p>② フォローアップ・レビュー報告書の日付(①に関連してフォローアップ・レビューが実施された場合は、①と併記)</p>	<p>① 直近の検査結果通知書の日付(過去に受領していない場合はその旨)</p>
(2)(1)のレビュー報告書等/検査結果通知書の内容及び対応状況	<p>① 品質管理レビューの結論(限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。)及びその結果に基づく措置</p> <p>② フォローアップ・レビューの実施結果(改善勧告書に記載された事項の改善状況を含む。)及びその結果に基づく措置</p> <p>③ 監査事務所における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査事務所の対応状況</p> <p>④ 品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実</p> <p>⑤ 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況</p>	<p>① 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに監査事務所の対応状況</p> <p>② 検査の対象業務として選定されたかどうかの事実</p> <p>③ 選定された場合は、当該監査業務における品質管理に関する指摘の有無、指摘があったときは、その内容及び対応状況</p>

なお、JICPAの品質管理レビューは監査事務所の品質管理のシステムの全体としての有効性を評価することを目的としていることから、個別業務における発見事項に起因して品質管理レビューの結論が限定事項付結論又は否定的結論となった場合も、「品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置」として、当該監査事務所の全ての伝達対象会社等の監査役等に限定事項が付された旨及び理由の概要を伝達することとなる。この趣旨が明確になるように、品質管理レビューの伝達事項は、「品質管理レビューの結論(限定事項付き結論又は否定的結論の場合にはその理由を含む。)及びその結果に基づく措置」とされ、公開草案から下線部が追加されている(監基報260A22-3項(1)②(ア)、コメント対応No.13)。

4. 監査役等とのコミュニケーション項目の明瞭化

改正前より、計画した監査の範囲と実施時期の概要について監査役等とコミュニケーションを行うこととされていたが、このコミュニケーション項目に監査人により識別された特別な検討を必要とするリスクが含まれることが明瞭化された（監基報260第13項、A11-2項）。

また、①特別な検討を必要とするリスク以外に識別している重要な虚偽表示リスクが高い領域への監査人の対応、②監査人の利用する専門家の業務の利用を含む、計画した監査手続の実施又はその結果の評価において必要となる、特定分野での技能又は知識の内容及び範囲も追加されている（監基報260A12項）。会計実務の質的側面に関するコミュニケーション項目の例示の充実も行われている（付録2）。

II. 適用時期

2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用される。また、監基報260第15-2項に新たに追加された、外部レビュー又は検査の結果については、2015年5月29日以後受領した品質管理レビューの報告書又は検査結果通知書を対象として伝達することとしている。ただし、JICPAの品質管理レビューについては、2015年5月29日までに受領したレビュー報告書に記載されている限定事項及び改善勧告事項で、2015年5月29日時点で、フォローアップ・レビューによる改善状況の確認が未了の事項を伝達対象としている。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International..